

利用案内書



岩見沢地区消防事務組合

メール119番とは

従来の音声による119番通報が困難な方が、携帯電話やパソコンからインターネット上の電子メール(Ｅメール)を利用して緊急通報(火災や救急などの通報)を行い、消防車や救急車の要請が出来るものです。

利用できる方は

聴覚または言語などに障がいのある方で、

① 岩見沢市 及び 月形町に住んでいる方

② 岩見沢市 及び 月形町に通勤、通学している方

①, ②のどちらかの条件にあてはまればご利用できます。

注意：メール119番は登録しないとご利用出来ません。



とうろく 登録するには

しんせいしょ ひつよう きにゅう いわみざわしおよ つきがたちょう しょうぼうしょ ししょ
申請書に必要なことを記入して、岩見沢市及び月形町にある消防署、支署
およ しゅっちゃんじょ ていしゅつ ていしゅつ ゆうそうまた じさん ねが
及び出張所に提出してください。提出は郵送又は持参でお願いします。

しんせいしょ ばしょ
申請書のある場所は…

- ① 岩見沢市及び月形町にある消防署、支署及び出張所
- ② 岩見沢市福祉課及び月形町保健福祉総合センター窓口
- ③ 岩見沢消防署ホームページ
(<http://www.city.iwamizawa.hokkaido.jp/i/kakuka/syoubou/index.html>)

ゆうそくさき
【郵送先】

〒068-0008

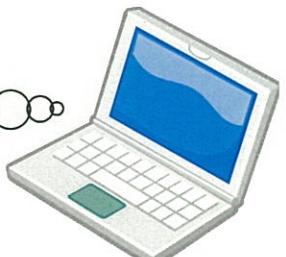
岩見沢市8条東10丁目2番地47

岩見沢消防署 通信救急課 通信係

もうしこみ お いわみざわしょうぼうしょ けいたいでんわ あて
申込が終わると、岩見沢消防署からあなたの携帯電話・パソコン宛にメール

とど
が届きます。

メール119番利用の登録をしました。
メール119番の専用アドレスは▲▼▲▼
です。現時点からご利用できます。



このメールに書いている専用アドレス▲▼▲▼宛に、「登録を確認しました。」

ないよう せんよう くだ とうろくかんりょう
という内容のメールを送信して下さい。これで登録完了です。



つ う ほ う ほ う ほ う 通報の方法は

きんきゅうじ つぎ ないよう きにゅう そうしん
緊急時に、次の内容を記入したメールを送信してください。

◇救急か火事または救助(救助とは交通事故で人がはざまれてる等の事象)

◇発生場所

◇現在の状況(どこが痛い、何が燃えている)

◇あなたの氏名、年齢、性別

【通報例1】

きゅうきゅう い わみざわし ちょう ちょうめ ばん ごう たく
救急です。岩見沢市××町××丁目○番△号の××宅です。
きゅう あたま いた うご
急に頭が痛くなって動くことができません。
いわしょう たろう さい おとこ
岩消 太郎 28歳 男

【通報例2】

か さ い つきがたちょう ちょう ちょうめ ばん ごう たく
火災です。月形町××町××丁目○番△号の××宅です。
かい へ や も
2階の部屋が燃えています。
つきしょう はなこ さい おんな
月消 花子 45歳 女

注意:火災の場合、すぐ外に逃げてから携帯電話での通報メールをしてください。(自宅のパソコンで通報メールし返信メールを待つと逃げ遅れる可能性があります。)





通報したあとは

あなたが送ったメールは、岩見沢消防署の消防指令センターで受信されます。

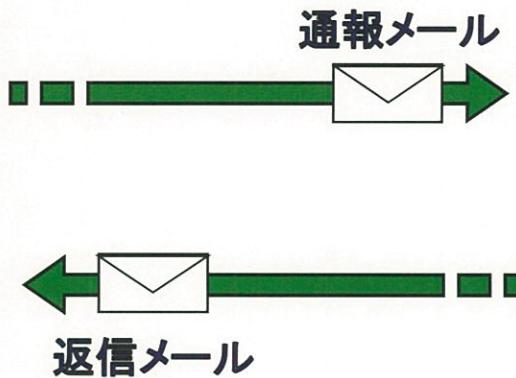
その内容を確認後、すぐにあなた宛の返信メールを送信すると共に消防隊や
救急隊が出動します。

ただし、返信メールが来ない時は、あなたの通報メールが消防署に届いていない
可能性がありますので、再度送信するか※別の方法による通報をおこなってください。
※(FAX、まわりの人に頼む、知人に連絡する等。)

【返信メール】

こちらは、岩見沢消防署消防指令センターです。
あなたの救急(火災)通報メールを〇〇時〇〇分に受信しました。
救急車(消防車)が出動しました。

通報のイメージ





ちゅうい 注意することは その1 【重要】じゅうよう

- ① このシステムを利用する場合の、通信利用料及びプロバイダー利用料について、利用者負担となります。
- ② このシステムは、岩見沢市・月形町における救急車や消防車の出動要請に限り利用することができます。岩見沢市・月形町以外にいる時は近くの人に助けを求めるなどの別の通報手段を講じてください。
- ③ メール119番は、ほかの手段により通報することができない場合に利用することができます。
- ④ 問題点が発生した場合は運用方法を変更することができます。
- ⑤ このシステムは、24時間いつでも災害通報を受け付けています。
- ⑥ このシステムは、不定期で保守点検をしなければなりません。保守点検中はメールの受信が出来なくなります。その時は消防署から事前にお知らせのメールを送ります。
- ⑦ このシステムは登録制であり災害時専用の通報システムですので、専用メールアドレスは他人には教えないでください。
- ⑧ メール119番通報専用アドレスは緊急通報用です。専用アドレスでの問合せ又は相談などには応じられません。
- ⑨ 出動要請をする場所、目標、要請者氏名などを明確に送信してください。内容に不明確なことがあると、詳細な要請場所などを確認するための返信メールを送信するため、救急車などの出動に時間がかかることがあります。
- ⑩ 登録情報に虚偽が発見された場合や、明らかに迷惑メールと解されるメール119番通報が着信した場合には、登録を抹消することができます。



ちゅうい 注意することは その2 【重要】

- ⑪ メール119番通報の用語は日本語とし、絵文字などは使用しないでください。また添付ファイルや画像などの特別なアプリケーションソフトに対応していませんので、添付ファイルなどは送信しないでください。
- ⑫ メールアドレスを変更された場合は速やかに変更の届け出をしてください。また、メールの受信拒否をされている場合は、対応に支障をきたすことがありますので注意してください。
- ⑬ 届出事項を変更及び取り消す場合は、申込時と同様の書類を岩見沢消防署まで提出してください。
- ⑭ 災害時に備えて、すぐに使えるようにメール119番通報アドレスや通報例を事前に登録しておいてください。
- ⑮ このシステムは、一般的のメールサービスを使用しますので遅延、消失することがあります。
- ⑯ メール119番通報をした場合は、ビルの中へ移動したりすると返信メールが届かないことがありますので注意してください。また携帯端末などの電源は切らないでください。
- ⑰ 登録できるメールアドレスは、インターネット接続端末、携帯電話機など2個まで登録することができますが、インターネットに接続していない簡易メールでは利用することができません。
- ⑱ 今までの災害用119番ファックスは、従来どおり利用いただけます。

個人情報の保護について

- ① 登録されている個人情報は、メール119番通報システムに伴う業務の範囲内で使用し、それ以外での使用はいたしません。
- ② 緊急時に岩見沢消防署が必要と判断した場合には、登録事項についての情報提供および緊急連絡先等に確認のために連絡することがあります。
- ③ 利用者の意思による、登録の変更、抹消については直ちに対応します。

その他の気になることや問い合わせは



〒068-0008
岩見沢市8条東10丁目2番地47
岩見沢地区消防事務組合
岩見沢消防署 通信救急課 通信係

TEL 0126-22-7445
FAX 0126-23-2704